

## 【CLOメルマガ】改正個人情報保護法

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン 第10号

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、改正個人情報保護法を取り上げましたので、ご参照いただければ幸いです。

~~~~~

### 【改正個人情報保護法】

以下は、事務所ウェブサイト公表している「令和2年改正個人情報保護法」の要約です。全文をご覧いただくにはこちらの URL から

[\(https://www.clo.jp/column/2638/\)](https://www.clo.jp/column/2638/)

令和2年6月12日、平成27年改正個人情報保護法(平成27年9月に成立、平成29年5月30日に全面施行。以下、「現行法」といいます。)の附則12条3項に規定されている3年ごとの見直しに関する規定に基づき、関係団体・有識者からのヒアリングや実態把握、論点整理等を踏まえて、個人情報保護法が改正されました。

令和2年改正個人情報保護法の概要は、次のとおりです。

「1.個人の権利の在り方」に関する改正点として、

(1)利用停止・消去等の個人の請求権の要件緩和

(2)保有個人データの開示方法の拡大

(3)個人データの授受に関する第三者提供記録の開示

(4)短期保存データの保有個人データへの包含

(5)オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲の限定

「2.事業者の守る責務の在り方」に関する改正点として、

漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合(ただし、一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。)に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化

「3.データ利活用に関する施策の在り方」に関する改正点として、

(1) 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和

(2) 個人関連情報を第三者提供する場合に、本人の同意が得られていること等の確認を義務付け

「4.ペナルティの在り方」に関する改正点として、

(1) 命令違反の法定刑の引き上げ

(2) 法人重科の導入

「5.法の域外適用・越境移転の在り方」に関する改正点として、

(1)法の域外適用の範囲の拡大(日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者についても、個人情報保護委員会による報告徴収・命令に含める。)

(2)外国にある第三者への個人データ提供時に本人に対する一定の情報提供を義務付け

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 西中 宇紘( [nishinaka\\_t@clo.gr.jp](mailto:nishinaka_t@clo.gr.jp) )

弁護士 新澤 純( [niizawa.j@clo.gr.jp](mailto:niizawa.j@clo.gr.jp) )

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

( [clo.mlstop@clo.gr.jp](mailto:clo.mlstop@clo.gr.jp) )

.....

弁護士法人中央総合法律事務所( <http://www.clo.jp/> )

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.

.....